

石川県指令 職安土 第 995-12 号  
令和 4 年 6 月 19 日

〒920-0356  
石川県金沢市  
専光寺町ツ33-1

(有) ワイエスサービス

代表取締役  
山崎 清次 殿

石川県知事 馳 浩



一般 建設業の許可について（通知）

令和 4 年 5 月 26 日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許 可 番 号	石川県知事 許可（般一 4）第 17630 号
許可の有効期間	令和 4 年 6 月 25 日から 令和 9 年 6 月 24 日まで
建設業の種類	
とび・土工工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9 年 5 月 25 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)